



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



2023年度貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度) 安全性優良事業所に9,489事業所を認定

～認定事業所数は29,044事業所となり、全事業所の33.6%に～

認定マーク『Gマーク』



“G”の由来は、
Good「良い」、Glory「繁栄」の
頭文字「G」を取ったものです。

長期認定事業所用『ゴールドGマーク』



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会は、12月15日、トラック運送事業者の交通安全対策等について、事業所単位における取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「2023年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」(Gマーク制度)の評価を決定し、新規・更新を合わせた申請事業所9,761事業所のうち、9,489事業所を認定しました。

認定事業所の内訳については、新規申請1,176事業所、初回更新～6回目更新申請8,313事業所の合計9,489事業所となります。

これに2020年度から2022年度に認定した19,555事業所(12月15日現在、2023年度の更新申請事業所を除く。)と合わせて、「安全性優良事業所」は29,044事業所となりました。

なお、今年度6回目更新となる1,052事業所については、20年もの長きにわたり安全運行の実績を積み上げられたことから、長期認定事業所として、新たにデザインした「ゴールドGマーク」ステッカーを使用することができます。

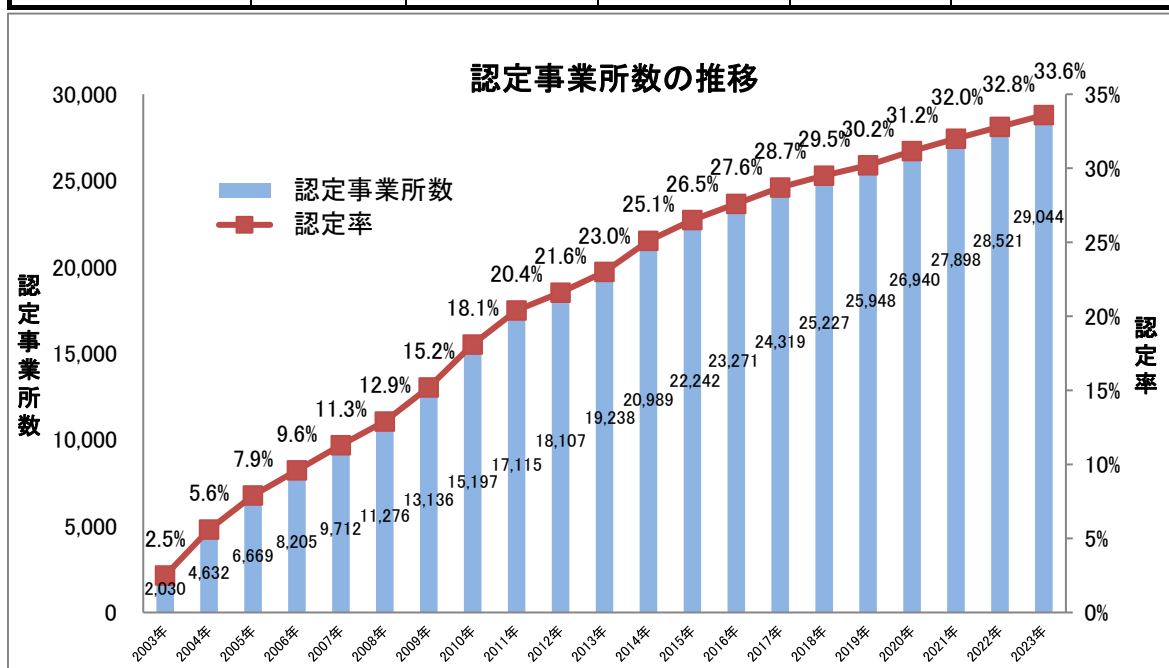
認定の有効期間は、2024年1月1日から新規事業所は2年間、初回更新事業所は3年間、2回目～6回目の更新事業所は4年間となります。

今回の認定により、安全性優良事業所は、全国のトラック運送事業所数86,405事業所(2023年12月1日現在)の33.6%に相当し、トラック運送事業所の3割が安全性優良事業所となっています。

今後も引き続き認定事業所の一層の拡大に向けて、荷主及び一般の方々に対するGマーク制度の周知、認定事業所のインセンティブの拡充、巡回指導時における普及促進等に努めて参ります。

2023年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る認定の状況

	申請件数 (A)	取下げ件数 (B)	審査件数 (A-B) = (C)	認定件数 (D)	認定率 (D/C)
新規申請	1,261	11	1,250	1,176	94.1%
初回更新申請	1,429	8	1,421	1,397	98.3%
2回目更新申請	1,313	4	1,309	1,270	97.0%
3回目更新申請	2,006	15	1,991	1,954	98.1%
4回目更新申請	1,756	6	1,750	1,721	98.3%
5回目更新申請	936	4	932	919	98.6%
6回目更新申請	1,060	3	1,057	1,052	99.5%
合計	9,761	51	9,710	9,489	97.7%



【2023年度貨物自動車安全性評価事業の実施経緯】

- ・ 4月28日(金) インターネットによる申請書類の頒布開始
 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特例措置の公表
- ・ 5月1日(月) 紙媒体による申請書類の頒布開始
- ・ 7月11日(金)～7月14日(木) 申請書類の受付(地方実施機関にて実施)
- ・ 12月15日(金) 安全性優良事業所の認定

貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）とは

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるため、事業者の安全性を正當に評価し、認定し、公表する制度であり、平成15年7月より開始。

認定を受けた事業所は認定証が授与されるとともに、認定マーク及び認定ステッカーを「安全性優良事業所」の証しとして使用することが認められ、「安全性優良事業所」であることを荷主企業や一般消費者等にアピールすることができます。

本件のお問い合わせ先 公益社団法人 全日本トラック協会

適正化事業部 ☎ 03-3354-1067(ﾀﾞｲヤルﾝ) / 総務部広報室 ☎ 03-3354-1029(ﾀﾞｲヤルﾝ)
 ホームページ <http://www.jta.or.jp>

公益社団法人 全日本トラック協会の概要

- 1.所在地 東京都新宿区四谷三丁目2番5号
☎ 03-3354-1009(代)
- 2.設立 昭和29年7月(平成24年4月1日公益社団法人へ移行)
- 3.会長 坂本 克己(さかもと かつみ)
- 4.事業
- ①貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
 - ②貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
 - ③貨物自動車運送事業に関する意見の公表及び国会、行政庁等への申出
 - ④行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他法令の施行の措置に対する協力
 - ⑤貨物自動車運送事業法に基づく全国貨物自動車運送適正化事業
 - ⑥貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓発
 - ⑦全国的規模において実施する共同利用施設の整備、基金の造成等貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業
 - ⑧事業用資材ならびに運営資金のあつ旋
 - ⑨前各号に掲げる事業を行うため必要な研究、講演、講習会等の開催
 - ⑩会員相互の連絡協調を図る施策
 - ⑪その他この法人の目的を達成するために必要な事業

貨物自動車運送適正化事業実施機関について

トラック運送事業は、国民生活や産業活動のなかで貨物輸送を担う重要な役割を果たしており、公共性の高い事業です。そのため、事業を経営するためには貨物自動車運送事業法に基づいて所定の要件を整えて、国土交通大臣の許可を得なければなりません。

この法律が施行された平成2年12月には、法施行と同時に、トラック運送事業が健全に発展し、公共の福祉を増進するために、トラック運送事業者の法律の遵守等について指導を行う適正化事業を推進する「貨物自動車運送適正化事業実施機関」が創設されました。

国土交通大臣が全国適正化事業実施機関に指定

貨物自動車運送事業法第38条により「地方適正化事業実施機関」は都道府県単位で、地方運輸局長公示により各都道府県トラック協会が指定され、また、地方適正化事業を円滑に実施するための組織体制や指導重点項目などを定める「全国適正化事業実施機関」には、同法第43条により国土交通省告示で全日本トラック協会が指定されています。

平成15年4月1日からは、改正貨物自動車運送事業法が施行されましたが、適正化事業実施機関は、関係行政と連携してトラック運送事業の適正化に取り組んでいます。

総 合

2023年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業
評価結果集計表（都道府県・地区協会別）

2023. 12. 15

No	都道府県名	(A) 申請受理数 ※注 1	(B) 取り下げ件数 ※注 2	(C) 書類審査件数 (A)-(B) ※注 3	(D) 評価中止件数 ※注 4	(E) 申請却下件数 ※注 5	(F) 評価件数 (C)-(D)+(E)	(G) 認定数	(H) 認定要件 抵触数	認定率 (G)/(C)
1-1	北海道	224	1	223	0	0	223	220	3	98.7%
1-2		32	0	32	0	0	32	32	0	100.0%
1-3		65	0	65	0	0	65	65	0	100.0%
1-4		60	0	60	0	0	60	60	0	100.0%
1-5		41	0	41	0	0	41	41	0	100.0%
1-6		30	0	30	0	0	30	30	0	100.0%
1-7		26	0	26	0	0	26	26	0	100.0%
	計	478	1	477	0	0	477	474	3	99.4%
2	東北	109	0	109	0	0	109	106	3	97.2%
3		117	0	117	0	0	117	112	5	95.7%
4		242	1	241	0	0	241	232	9	96.3%
5		67	0	67	0	0	67	66	1	98.5%
6		64	1	63	0	0	63	63	0	100.0%
7		178	1	177	0	0	177	172	5	97.2%
	計	777	3	774	0	0	774	751	23	97.0%
8	関東	319	1	318	0	0	318	314	4	98.7%
9		170	1	169	0	0	169	157	12	92.9%
10		204	5	199	0	0	199	178	21	89.4%
11		559	4	555	0	0	555	542	13	97.7%
12		437	1	436	0	0	436	415	21	95.2%
13		581	4	577	0	0	577	566	11	98.1%
14		490	2	488	0	0	488	482	6	98.8%
15		67	0	67	0	0	67	65	2	97.0%
	計	2,827	18	2,809	0	0	2,809	2,719	90	96.8%
16	北陸信越	254	3	251	0	0	251	248	3	98.8%
17		146	0	146	0	0	146	140	6	95.9%
18		104	0	104	0	0	104	101	3	97.1%
19		133	0	133	0	0	133	132	1	99.2%
	計	637	3	634	0	0	634	621	13	97.9%
20	中部	79	0	79	0	0	79	79	0	100.0%
21		126	0	126	0	0	126	123	3	97.6%
22		374	3	371	0	0	371	366	5	98.7%
23		640	4	636	0	0	636	625	11	98.3%
24		126	0	126	0	0	126	124	2	98.4%
	計	1,345	7	1,338	0	0	1,338	1,317	21	98.4%
25	近畿	125	0	125	0	0	125	124	1	99.2%
26		160	2	158	0	0	158	153	5	96.8%
27		645	5	640	0	0	640	607	33	94.8%
28		378	3	375	0	0	375	371	4	98.9%
29		73	0	73	0	0	73	72	1	98.6%
30		79	0	79	0	0	79	79	0	100.0%
	計	1,460	10	1,450	0	0	1,450	1,406	44	97.0%
31	中国	42	0	42	0	0	42	42	0	100.0%
32		66	1	65	0	0	65	65	0	100.0%
33		194	0	194	0	0	194	193	1	99.5%
34		266	1	265	0	0	265	262	3	98.9%
35		132	2	130	0	0	130	130	0	100.0%
	計	700	4	696	0	0	696	692	4	99.4%
36	四国	59	1	58	0	0	58	58	0	100.0%
37		94	1	93	0	0	93	93	0	100.0%
38		121	1	120	0	0	120	117	3	97.5%
39		42	0	42	0	0	42	42	0	100.0%
	計	316	3	313	0	0	313	310	3	99.0%
40	九州・沖縄	416	1	415	0	0	415	407	8	98.1%
41		120	0	120	0	0	120	117	3	97.5%
42		63	0	63	0	0	63	61	2	96.8%
43		143	0	143	0	0	143	143	0	100.0%
44		105	0	105	0	0	105	104	1	99.0%
45		131	0	131	0	0	131	131	0	100.0%
46		191	1	190	0	0	190	186	4	97.9%
47	52	0	52	0	0	52	50	2	96.2%	
	計	1,221	2	1,219	0	0	1,219	1,199	20	98.4%
	合 計	9,761	51	9,710	0	0	9,710	9,489	221	97.7%
	前年比	+1,541	+6	+1,535	+0	+0	+1,535	+1,499	+36	0.0%

- (注) 1. 申請受理数は、全国実施機関で書類を受理した件数。（申請受理後に他都道府県に移転したものは移転先の都道府県にカウントする）
 2. 取り下げ件数は、評価までに申請者から取り下げの申し出があった件数。
 3. 書類審査件数は、申請受理数から取り下げ件数を除いた書類審査を行った件数。
 4. 評価中止件数は、評価規程第4条第3項の各号を満たさなかったため、評価を中止した件数。
 5. 申請却下件数は、評価規程第9条の2に該当する不正申請等により、申請を却下した件数。

安全性優良事業所の認定状況
(2023年12月15日現在)

	認定事業所数 (事業者数)
【2020年度（第18回）安全性優良事業所】 1. 2回目更新 1, 769事業所 2. 3回目更新 1, 885事業所 3. 4回目更新 1, 102事業所 4. 5回目更新 1, 355事業所	6, 111 (3, 208)
【2021年度（第19回）安全性優良事業所】 1. 初回更新 1, 369事業所 2. 2回目更新 1, 468事業所 3. 3回目更新 1, 459事業所 4. 4回目更新 1, 170事業所	5, 466 (3, 603)
【2022年度（第20回）安全性優良事業所】 1. 新規 1, 354事業所 2. 初回更新 1, 478事業所 3. 2回目更新 1, 356事業所 4. 3回目更新 1, 281事業所 5. 4回目更新 1, 400事業所 6. 5回目更新 1, 109事業所	7, 978 (4, 908)
【2023年度（第21回）安全性優良事業所】 1. 新規 1, 176事業所 2. 初回更新 1, 397事業所 3. 2回目更新 1, 270事業所 4. 3回目更新 1, 954事業所 5. 4回目更新 1, 721事業所 6. 5回目更新 919事業所 7. 6回目更新 1, 052事業所	9, 489 (5, 185)
合 計	29, 044 (13, 018)

- (1) 認定事業所数29,044は、全事業所数86,405（令和5年12月現在）の33.6%に該当する（前年度比0.8ポイント増）。
- (2) 認定事業者数13,018は、全事業者63,251（令和4年3月末現在）の20.6%に該当する（前年度比0.2ポイント増）。
 ※なお、事業者数の合計は、各年度において重複事業者があるため、各年度の合算値と一致しない。
- (3) 認定事業所数29,044の車両台数（761,012台）は、全営業用トラック1,467,884台（令和4年3月末現在）の51.8%に該当する（前年度比0.6ポイント増）。

認定事業所数及び認定事業所の車両台数の推移

2023年12月15日現在

